

2026年1月

お客さま各位

暗号資産交換業者や資金移動業者宛のお振込み制限に関するお知らせ

特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺、不正送金事案等において、被害金が暗号資産交換業者や資金移動業者の金融機関口座宛に送金される事例が多発しています。

弊組ではお客さま保護および詐欺被害等防止の観点から、暗号資産交換業者や資金移動業者宛のお振込みに際して、下記の通り制限させていただきますのでご留意ください。

なお、詳細につきましては、関連する当局のウェブサイトをご参照ください。

記

○ 制限事項

口座名義人と異なる振込依頼人名で行うお振込みの制限

※ 振込の「依頼人名」を変更してのお振込みはできません。

○ 振込依頼人名変更の具体例

口座名義人	振込依頼人名	お振込みの可否
ショウギン タロウ	ショウギン タロウ	○
ショウギン タロウ	12345 ショウギン タロウ	○
ショウギン タロウ	ショウギン ハナコ	×

※依頼人名を変えずに前後に数字等を追加した場合はお振込み可能です。

○ 警察庁

「暗号資産交換業者への不正送金対策の強化に関する金融機関への要請について」

<https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/koho/news/20240206.html>

「法人口座及びインターネットバンキングの利用を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化について」

https://www.npa.go.jp/bureau/sosikihanzai/tokusyusagi/yotyokin_taisakukyouka20250912.html

○ 金融庁

「第三者への資金移動が可能な暗号資産交換業者への不正送金対策の強化について」

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240207.html>

「法人口座及びインターネットバンキングの利用を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化について」

<https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20250912/20250912.html>

以上